

第四章 會計

第十一條 當支部の経費は本部規定に従ひ組合費中の支部費及び幹事会費を確保したる際、前金を以て充てたる。

第十二條 當支部の保管現金は本部の指定する銀行又は郵便貯金に預金するものとする。

第十三條 當支部の會計は毎年一回組合員に報告するものとする。

第五章 附則

第十四條 當支部員として支部及び本部の組織規則に背反したる場合は幹事会が決議を經て除名するものとする。

第十五條 當支部員は一旦支部に加盟したることを承認したる後、海内本部並に當支部組織規則に違反したる場合は當支部に對する義務を履行せざる場合は除名する。

第十六條 本規約の總會に於て三分の二以上の賛成ありし場合は改定する事を得ず。

第十七條 當支部事務細則は別にこれを定む。

以上